

令和2年6月3日

美深町議会議長 南 和 博 様

産業教育常任委員会委員長 岩 崎 泰 好

所 管 事 務 調 査 報 告

本委員会は、閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により別紙のとおり報告する。

記

調 査 日

令和2年4月15日

調査内容・調査方法

- (1) 農業振興の現状と課題について ～ 現地視察・聞き取り調査
 - ① 農業振興センターの利用状況と課題について
 - ② 農業者研修宿泊施設の運営状況について
- (2) 林業の振興、現状と課題について ～ 聞き取り調査
 - ① 森林環境譲与税の今後の用途について
 - ② 町有林の現況と今後の活用策について
 - ③ Jクレジットの取組みの現況と今後の活動について

調査のまとめ

- (1) 農業振興の現状と課題について
 - ① 農業振興センターの利用状況と課題について
 - 1) 利用状況は、令和元年度で利用延べ件数 478 件・利用延べ人数 2,391 人となっている。(図1参照)平成27年度の利用延べ件数 541 件・利用延べ人数 2,921 人と比較すると、5年間で 件数で 12%・人数で 18%の減少がみられる。加工室は、グループ登録制による使用を進めているが、グループの微減やグループ構成員が年々減少している。地元産の小麦粉によるパンづくりや味噌づくりに使用頻度が多い。土壌分析室は、件数・人数ともに減少しているが、分析点数は 600 点から 700 点で推移しており、分析の結果を知らせることで過剰な施肥の抑制や作付予定作物に対する施肥必要量や過不足量の適度な指導を行っている。認定農業者 127 戸(平成30年末現在)のうち 103 戸が土壌分析を実施している。6次産業化に向けた加工室の取り組みは現在ない状況。屋外試験農場を利用した無加温ハウスの野菜栽培は 3 年経過し、研究会から商業ベースに移行する段階を迎えている。

2) 課題については、以下の点が挙げられる。

①加工室の利用が未だ趣味の域を脱せず、農業振興センターの業務の一つに挙げた農畜産物等加工研究・技術開発に取り組み、美深町の農業振興を図るという目的に至っていない現状である。商業ベースで加工室の利活用を図る6次化産業育成が急務であり、少ロットの製造販売が可能になったことのPRが必要

②加工室の機械類の老朽化には、使用目的を明確化した更新と加工に使用する農産物の作付促進が必要（大豆等豆類の作付奨励）

③無加温ハウスによる野菜づくりと販売体制の確立には「次の段階へ支援策」が重要であり、北への販売ルート、販売のターゲットの絞り込みや需要調査、栽培農家戸数の確保、無加温ハウスの建設補助などしっかりバックアップしていくことが課題

②農業者研修宿泊施設の運営状況について

1) 利用実績は、令和元年度で利用実人数12人・利用実日数243日であり、運営を開始した平成25年度利用実人数31人・利用実日数1,405日と比較して、利用実人数で61%減・利用実日数で83%減と著しい落ち込みを見せている。受け入れには、美深町農業後継者育成推進協議会が主体となり、平成25年からのPR活動は求人サイト（1ヶ所）にて実施。当初は希少な取り組みであり申込が殺到したが、全国他市町村も同じような取り組みを始めたことから競合により実績の落ち込みがあつたと分析。現状の実績は、農業実習生以外の受け入れも含めての実績。就農に結び付いた営農者は7年間で1人。在住者となった人は7人。

2) 課題は、「新規就農予定者及び農業実習生等を確保し本町の農業振興を図るとともに、地域振興を推進する事業を支援し地域の活性化に資する」という宿舎設置の目的を再確認し、利用向上のための仕組み再構築とPRに力点を置いた取り組みが必要

①農業実習生の範囲を「農業をやりたい」という学生にも間口を広げ、審査会等を簡略し簡便な手続きで対応できる体制づくりや他の事業（林業等）への利用も検討課題

②農業支援塾のプログラムとタイアップして研修宿泊施設を利活用する体制づくりが必要で、将来的に農業アカデミーを視野に入れた農業振興も課題

(2) 林業の振興、現状と課題について

①森林環境譲与税の今後の用途について

森林環境譲与税は、一定の用途の裁量権がある地方譲与税だが、用途については、

- 1) 森林経営管理制度への活用
- 2) 間伐等森林整備（市町村独自事業）
- 3) 人材育成・担い手対策
- 4) 木材利用の促進
- 5) 普及啓発

6) 市町村の体制 での活用が求められている。

森林環境譲与税歳入見込みは、令和元年度 857.6 万円、令和 2・3 年度 1,800 万円、令和 4・5 年度 2,300 万円、令和 6 年度以降 2,800 万円となる。

美深町独自の事業運営のために、令和 2 年度から民有林等活性化推進事業補助金の交付要綱(図 2 参照)を定め、一体的な財源運営を図ることとしている。担い手の人材確保では、町内林業事業体が北の森づくり専門学院に社員を就学させ育成を図る場合の家賃補助、林業体験実習への受入支援、障がい者雇用などへの補助金が主なメニュー。

②町有林の現況と今後の活用策について

町有林の管理については森林法に基づき 10 年間の森林整備計画の基本方針と、5 年間の森林経営計画(作業計画)を策定して事業推進を図っている。施業森林の現況は 1,006.95ha を有し年度別計画により主伐、造林、間伐を繰り返している。(図 3 参照)

③ J クレジットの取組みの現況と今後の活動について

J クレジット制度は、対象となる森林の二酸化炭素の吸収量をクレジット化し売買を可能とする制度で、美深町の取組経緯と現況は平成 29 年の(株)SUBARUと交わした「美深町内の森林保全活動に関する基本協定書」に始まり、平成 31 年「美深町森林吸収プロジェクト」承認・登録。今後、モニタリング報告書の申請・現地調査、認証委員会での認証の後、令和 2 年 12 月以降に J クレジット販売可能となる。クレジットの量は、申請時点で約 11,000 トンだが、現地調査や認証の段階で確定、8 年間のクレジット創出期間が設定される。

美深町の販売メリットは、クレジットの売り上げを継続的な森林振興に活用できること、自主的な吸収プログラムの実施で温暖化対策に積極的な自治体として PR でき、地元縁の深い企業とのネットワーク構築が図れることがあり、購入側の企業も地球温暖化対策推進法や省エネ法への報告活用や各種企業評価調査等において、有効な企業評価へつなげることができるなど両側にメリットが大きい。

林業の振興についての課題

森林環境譲与税を活用した美深町独自の取組みにより林産業活性化をどう図るかが大きなテーマで、計画的な森林計画の推進と合わせて J クレジット制度による森林保全と林業振興の推進に努力されたい。

【参考資料】

図1 農業振興センター利用実績

【単位：件・人】

| 年度 | 合計 | | 農産加工室 | | 畜産加工室 | | 研修室 | | 土壌分析室 | | 茎頂培養室 | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 利用延件数 | 利用延人数 |
| H25 | 783 | 3,517 | 261 | 1,181 | 16 | 43 | 78 | 1,065 | 183 | 328 | 245 | 900 |
| H26 | 536 | 2,319 | 211 | 859 | 71 | 195 | 82 | 991 | 163 | 262 | 9 | 12 |
| H27 | 541 | 2,921 | 202 | 928 | 77 | 270 | 100 | 1319 | 142 | 348 | 20 | 56 |
| H28 | 530 | 2,787 | 189 | 877 | 38 | 192 | 124 | 1,402 | 153 | 280 | 26 | 36 |
| H29 | 524 | 2,723 | 195 | 794 | 74 | 275 | 125 | 1,418 | 121 | 227 | 9 | 9 |
| H30 | 447 | 2,404 | 184 | 727 | 41 | 113 | 105 | 1,282 | 95 | 257 | 22 | 25 |
| R1 | 478 | 2,391 | 188 | 683 | 71 | 220 | 86 | 1,160 | 112 | 294 | 21 | 34 |

図2 美深町民有林等活性化推進事業補助金交付要綱の別表（事業区分・事業内容及び基準要件欄のみ）

| 事業区分 | 事業内容及び基準要件 |
|----------|--|
| 施設整備等の推進 | <p>1 林業施設等整備事業</p> <p>低コストで持続的・安定的な林業経営及び木材の加工・流通体制を整備し、循環利用による森林資源の充実と森林産業の活性化に資する次の事業</p> <p>(1) 林産材製造施設の新設及び改築</p> <p>(2) 高性能林業機械等の購入に要する経費</p> <p>(3) 製品付加価値化推進補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FM、CoC 取得に係る費用 ・ 木工芸品等付加価値化に係る備品購入に要する費用 <p>(4) ICT先端技術等の検討及び設計委託</p> |
| 森林整備の推進 | <p>1 森林整備事業</p> <p>町内において森林環境直接支援事業、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業に基づき補助対象とした事業うち、森林組合及び町内林業事業体に委託して行う次の事業</p> <p>なお、作業路整備については国・北海道の補助事業を活用しないで実施する事業についても補助対象とする</p> <p>(1) 人工造林</p> <p>(2) 作業路整備（作業路開設・作業路開設後に相当の期間経過した作業路）</p> <p>(3) 除間伐</p> <p>(4) 下刈</p> |

| | |
|--------------|---|
| | (5) 枝打ち |
| | 2 民有林野そ駆除事業 町内において森林環境保全整備事業、北海道森林保護事業により実施した、野ねずみ防除事業うち、森林組合に委託して行う事業 |
| 担い手・人材確保等の推進 | 1 振動病健康診断事業 振動機械による林業従事者の振動障害を防止するため、予防対策健康診断を行った、次に該当する者を雇用する森林組合及び町内林業事業体に対し助成を行う (1) 労働基準監督署の指定する病院で受診した者 (2) 町内の森林組合、林業事業体に勤務し、美深町内に住所を有している者 |
| | 2 エピペン注射携帯事業 森林作業中に蜂刺されによって引き起こされるアナフィラキシーショックを防止するため、次に該当する者を雇用する森林組合及び町内林業事業体に対し助成を行う (1) 労働基準監督署の指定する病院で受診した者 (2) 町内の森林組合、林業事業体に勤務し、美深町内に住所を有している者 |
| | 3 雇用拡大推進事業 林業従事者の雇用拡大と労働者の定着を図るため、次に該当する推進事業を行った、森林組合及び町内林業事業体に対し助成を行う (1) 雇用拡大奨励事業 ・ホームページの開設、パンフレットの作成等雇用拡大を目指す事業 (2) 人材育成・確保事業 ・北の森づくり専門学院就学支援事業 ・林業体験学習者受け入れ事業 (3) 雇用者奨励事業 ・障害者雇用推進事業 ・通年雇用就業者増進事業 |

図3 森林経営計画年次別計画

【単位：ha】

| 区分 | 主伐 | 造林 | 間伐 |
|------------|-------|-------|-------|
| 2018(H30)年 | 14.76 | 6.70 | |
| 2019(R 1)年 | | 8.84 | 12.76 |
| 2020(R 2)年 | 3.00 | 9.67 | 25.69 |
| 2021(R 3)年 | | 1.48 | 12.88 |
| 2022(R 4)年 | | 1.52 | 17.80 |
| 合計 | 17.76 | 28.21 | 69.13 |